

三国丘サッカークラブ会則

第1条 (名 称)

本会は、三国丘サッカークラブ(略称:三国丘S C)と称する。

第2条 (会 員)

本会の会員は、堺中学校蹴球部及び三国丘高校サッカー部に在籍した者で、存命の者とする。なお、亡くなられた方は記録にとどめておく。

第3条 (事務局)

本会の事務局は、堺市堺区南三国ヶ丘町2-2-36 三丘同窓会事務局内に置く。

第4条 (目 的)

本会は会員相互の交流と親睦を図ると共に、三国丘高校現役サッカー部の支援及び他のサッカー関連組織と連携してサッカーの普及発展を図ることを目的とする。

第5条 (事 業)

本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員参加による各種交流事業の実施
- (2) 公式試合・競技会への参加(チーム名:三国丘サッカークラブ)
- (3) 現役サッカー部支援のための各種活動
- (4) 各サッカー協会等サッカー関連組織との交流、連携
- (5) 会員名簿の整理、発行
- (6) ホームページの開設と運営及び三国丘S C通信の発行
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条 (事業年度)

事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第7条 (会 費)

事業の実施に必要な経費は会費で賄うこととし、会員は、年間3,000円の会費を支払うものとする。ただし会費以外に寄付行為を受けることができる。

第8条 (役 員)

本会に以下の役員を置く。役員を選出は総会において行う。なお、人数については必要に応じ増減できるものとする。

- (1) 名誉会長 1名 (会員で特に功績の大なる者)
- (2) 相談役 1名 (前会長)
- (3) 会長 1名
- (4) 副会長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 書記 1名
- (8) 幹事1 2名 (三丘サッカー東京・会長及び幹事長)
- (9) 幹事2 1名 (三国丘サッカークラブ監督)

(10) 幹事3 若干名 (会員各世代の代表)

(11) 監事 1名

第9条 (役員の仕事)

役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする(名誉会長及び相談役の仕事は定めない)。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が不在のときは、その仕事を代行する。
- (3) 事務局長 本会の事務全般を統括する。
- (4) 会計 本会の出納事務を担当する。
- (5) 書記 役員会、総会及び本会の活動の記録を担当する。
- (6) 幹事1 三丘サッカー東京の意見を集約し、本会に伝達する。
- (7) 幹事2 三国丘サッカークラブを指導し、本会に戦績等を報告する。
- (8) 幹事3 各世代の意見を集約し、本会に伝達する。
- (9) 監事 本会会計の監査にあたる。

第10条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として期間は最大3期を超えないこととする。

2 補充等による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第11条 (総 会)

総会は毎年度1回、会長が召集し(会長が必要と認めた場合は臨時に召集することができる)、次の事項を審議、議決する。

- (1) 第5条の事業に関する事項
- (2) 役員を選出
- (3) 年度の事業計画並びに予算・決算の承認
- (4) 会則の改訂
- (5) 記念事業の実施等関連事項

2 総会の議長は、会長がこれに当る。

3 総会の定足数は特に設けず、出席者の過半数で議決する。

第12条 (役員会)

役員会は、必要に応じて会長が召集し、総会に付議すべき事項、及び総会で議決した事項の執行に関する事項について審議、議決する。

第13条 (事業報告書及び決算)

事務局長及び会計は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支計算書を作成し、会長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、これらについて、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第14条 (細則)

この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

第15条 (附則)

この会則は、平成29年1月1日より、改訂・実施する。